

～自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの皆様へ～

自立支援医療（精神通院）の申請手続きが変わります

更新申請時における診断書の提出が

2年に1度になりました

○平成22年4月以降に更新申請をされる際には、診断書の提出（添付）が2年に1度になりました。平成21年度中に診断書を添付して申請された方は、平成22年度の更新時には診断書の提出（添付）が原則不要となります。（「2年に1度」の提出ですので、診断書の提出を省略して更新申請をされた場合、その次年度の更新申請の際には、診断書の提出が必要となります。）

○受給者証の有効期間はこれまでどおり1年間です。更新申請は必ず毎年行ってください。

○次回の更新の際に診断書の提出が必要かどうかは、受給者証に表示されています。

<ご注意>

- 診断書の提出（添付）が「2年に1度」となるのは、更新申請の場合のみです。有効期限が1ヶ月を超えた後の更新（再承認）申請の場合は、診断書の提出（添付）が必要となります。
- 所得や保険証の確認は、これまでどおり毎年必要です。
- 更新申請の手続きは有効期間終了日の3ヶ月前から行うことができます。

自立支援医療受給者証と精神障害者保健福祉手帳の

有効期間終了日を合わせることができます

○自立支援医療受給者証と精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、有効期間終了日が異なるため同時申請ができない場合、自立支援医療受給者証の有効期間を短縮して設定し、精神障害者保健福祉手帳の有効期間終了日に合わせることができます。

<ご注意>

- 有効期間を短縮できるのは、自立支援医療受給者証のみとなります。通常は1年である受給者証の有効期間が短縮されます。
- 申請時に手帳の有効期間が1年未満である場合に限りです。

申請窓口は、お住まいにある各区障害福祉相談課及び（津久井・城山・相模湖・藤野）保健福祉課となります。